

令和6年（2024年）度において本組合が例とする秦野市契約規則第31条の表の金額を超えて一者特命随意契約により執行した案件の結果は次のとおりです。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
1	物件	4月1日	令和6年度栗原一般廃棄物最終処分場炭酸ソーダ（単価契約）（4月、5月分）	令和6年4月1日 ～ 令和6年5月31日	城山産業株式会社神奈川支店	3,107,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度の当業者を選定するもの。
2	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター焼却灰運搬資源化処理業務委託（単価契約・太田市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 群桐エコロ株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	34,258,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の受入れが不可となった場合においても自区内の焼却灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する群馬県太田市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 資源化処理業者が選定しており、契約条件としている秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや、天蓋付10トン車両の所有を満たしているため。
3	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・名古屋市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 中部リサイクル株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	59,640,460	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。 灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する愛知県名古屋市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 当該資源化処理業者が運搬業者の条件として、金属製天蓋付10トン車両を3台以上を所有している事としているが、この条件を満たす業者は市内にないため、当該資源化処理業者が推薦する業者を選定するもの。
4	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（主灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・津久見市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 太平洋セメント株式会社 運搬業者 日本通運株式会社横浜支店 日本貨物鉄道株式会社 龍南運送株式会社	33,660,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する大分県津久見市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 運搬業者は、鉄道貨物輸送（コンテナ輸送）となるため、コンテナ牽引車両の所有や貨物ターミナルを使用する登録業者であること等の条件を満たす必要があり、この条件を満たす業者は市内にないため、当該業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
5	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・津久見市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 太平洋セメント株式会社 運搬業者 東海運株式会社 株式会社商船三井さんふらわあ 龍南運送株式会社	36,616,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する大分県津久見市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 運搬業者は、フェリー輸送（ジェットバック輸送）となるため、ジェットバック車両の所有や貨物ターミナルを使用する登録業者であること等の条件を満たす必要があり、この条件を満たす業者は市内にないため、当該業者を選定するもの。
6	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・寄居町）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 ツネインカムテックス株式会社 運搬業者 株式会社成瀬 株式会社稲元興業 株式会社イイダ	45,564,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する埼玉県寄居町と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 契約条件として、秦野市及び伊勢原市内の運搬業者であり、天蓋付10トン車両を所有し、本組合の業務実績があることを設定したところ、秦野市及び伊勢原市内の当該業者は秦野市内に5者あり、そのうち2者はすでに他の運搬業務に車両を使用しているため、対象業者は3者であった。 当該資源化処理業者からは安定的な搬出を行なう上でリスク分散を考慮して当該3者全てと契約したい旨の要請があったため。
7	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・鹿嶋市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 中央電気工業株式会社 運搬業者 株式会社成瀬	60,178,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する茨城県鹿嶋市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 資源化処理業者が選定しており、契約条件としている秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや、天蓋付10トン車両の所有を満たしているため。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
8	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・小山市・横須賀市）契約書	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 メルテック株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	56,988,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する栃木県小山市および横須賀市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 契約に当たっては、秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや運搬車両は天蓋付10トン車両を所有していることとしているが、運搬事業者は当該資源化業者が指定の運搬会社との提携関係を結んでいるため、当該業者を選定するもの。
9	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（飛灰）運搬埋立処分業務委託（単価契約・中野市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	埋立処分及び運搬業者 飯山陸送株式会社	7,001,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《埋立処分業者及び運搬業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後（令和5年度末以降）は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者（5者）だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する長野県中野市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 本件の運搬業者については、処分業者が運搬事業も併せて事業を行っていることから、処分業者にて運搬を行うもの。
10	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（飛灰）運搬埋立処分業務委託（単価契約・米沢市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	埋立処分業者 ジークライト株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	7,733,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《埋立処分業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後（令和5年度末以降）は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者（5者）だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する山形県米沢市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 埋立処理施設の所在地が山岳地にあり、かつ冬季には降雪により、運搬車両の運転には高い技量が求められるため、同施設への運搬実績が十分な埋立処分業者が指定する当該運搬業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
11	委託	4月1日	令和6年度はだのクリーンセンター灰（飛灰）運搬埋立処分業務委託（単価契約・大館市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	埋立処分業者 エコシステム花岡株式会社 運搬業者 株式会社L N J 関東 日本貨物鉄道株式会社鉄道 ロジスティクス本部 DOWA通運株式会社	7, 106, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	《埋立処分業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後（令和5年度末以降）は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者（5者）だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する秋田県大館市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 本業務における運搬業者は貨物輸送（コンテナ）となるため、コンテナ牽引車両の所有や、貨物ターミナルへの登録等の厳しい条件を満たす必要があるが、これら条件を満たす市内業者はいない。安定的な運搬業務の確保のため、埋立処分業者の指定する業者を選定するもの。
12	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬処分業務委託（単価契約・伊賀市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	埋立処分業者 三重中央開発株式会社 運搬業者 株式会社稲元興業 有限会社森環境開発 株式会社ジェイテックスシステム	14, 685, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	《埋立処分業者》 伊勢原清掃工場で発生する不燃物残渣は、その物の特性から、安全に処理するための技術や施設を必要とし、長期安定的に処理可能な施設を所有する必要がある。 さらに不測の事態が発生した場合においても不燃物残渣を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。 当該業者は、本組合の不燃物残渣を受入可能であるとともに、埋立施設が所在する三重県伊賀市との事前協議を行い、了承が得られたため選定するもの。 《運搬業者》 当該業者の関連会社と秦野市及び伊勢原市内の運搬業者であり、天蓋付10トン車両を保有の条件を満たしているため選定するもの。
13	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬処分業務委託（単価契約・中野市）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	飯山陸送株式会社	19, 541, 500	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	伊勢原清掃工場で発生する不燃物残渣は、その物の特性から、安全に処理するための技術や施設を必要とし、長期安定的に処理可能な施設を所有する必要がある。 さらに不測の事態が発生した場合においても不燃物残渣を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。 当該業者は、本組合の不燃物残渣を受入可能であるとともに、埋立施設が所在する長野県中野市との事前協議を行い、了承が得られたため選定するもの。
14	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬資源化処理業務委託（単価契約・寄居町）	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	資源化処理業者 オリックス資源循環株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	18, 975, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	《資源化処理業者》 伊勢原清掃工場で発生する不燃物残渣は、その物の特性から、安全に処理するための技術や施設を必要とし、長期安定的に処理可能な施設を所有する必要がある。 さらに不測の事態が発生した場合においても不燃物残渣を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。 当該業者は、本組合の不燃物残渣を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する埼玉県寄居町との事前協議を行い、了承が得られたため選定するもの。 《運搬業者》 秦野市及び伊勢原市内の運搬業者であり、天蓋付10トン車両を保有の条件を満たしているため選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
15	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場廃乾電池運搬、処理及び処分業務委託（単価契約）（4月、5月分）	令和6年4月1日 ～ 令和6年5月31日	J F E 条鋼株式会社鹿島製造所	987,360	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	入札による業者決定までの間、本業務を欠かせないため、前年度の当該業者に引き続き委託するもの。
16	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場可燃性粗ごみ運搬資源化処理業務委託（単価契約・伊賀市）	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	資源化処理業者 三重中央開発株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	27,678,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 全国で可燃性粗ごみを破碎選別から焼却、焙焼まで一連で資源化できる業者が当該業者のみで、かつ、資源化処理施設が所在する三重県伊賀市との事前協議を行い了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 資源化処理業者が指定する運搬業者以外での運搬搬入ができないため、当該業者を選定するもの。
17	委託	4月1日	令和6年度伊勢原清掃工場合併処理浄化槽保守点検等業務委託	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	中央フジグリーン株式会社	522,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	高度処理型合併処理浄化槽には、製造業者が独自に開発し、特許を取得した鉄電解法によるリン除去メカニズムが組み込まれており、製造業者の子会社であり、構造を熟知した当該業者による保守点検を受けなければ、浄化槽の処理性能を維持しつつ、高度な排水処理を継続できないため。
18	工事	5月17日	令和6年度はだのクリーンセンター可燃ごみ外部搬出用ホッパ設置工事	令和6年5月18日 ～ 令和6年10月31日	日立造船株式会社 東京本社	17,050,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本設置工事は、施設稼働中の施行は施設運営に支障が出るため、稼働が停止する共通修繕工事期間中の短期間で行わなければならない。修繕工事や施設運営との連携を取りながら行う必要があるほか、搬出設備は本施設のごみクレーンシステムとの運動性が必要であり、ごみ処理施設における専門的な知識や監理を要する。当該業者は本施設のプラントメーカーであり、現在本施設の管理運営を行っていることから本施設を熟知し、安全・安心な施行が可能かつ施工後に起こりうる設備のトラブルまで一元的に対応できることから、当該業者を選定するもの。
19	物件	5月28日	令和6年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設破碎機用消耗部品の購入	令和6年12月27日	パワーシステム株式会社	5,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	破碎機は、粗大ごみ処理施設における最も主要な機器であり、製作メーカーであるジーエスメンテナン스가本工場の仕様に合わせて設計、製造及び施工したもので、処理能力と耐久性を確保するため、独自の開発技術による特殊な部品を多く用いている。 同事業者は業務を終了したが、そのノウハウは当該業者に譲渡されているため、一定の精度で安定した品質の部品を製造、供給が可能な当該業者を選定するもの。
20	工事	6月5日	令和6年度伊勢原清掃工場90t/日焼却施設煙突頂部封鎖工事	令和6年6月6日 ～ 令和6年10月31日	日立造船株式会社 東京本社	9,900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、安全管理上専門的な技能や知識が必要な業務であり、本施設の構造に精通している必要があることから、本施設のプラントメーカーである当該業者を選定するもの。
21	委託	6月10日	令和6年度伊勢原清掃工場90t/日焼却施設バグフィルタろ布撤去処分委託	令和6年6月11日 ～ 令和6年10月31日	日立造船株式会社 東京本社	11,550,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、安全管理上専門的な技能や知識が必要な業務であり、本施設の構造に精通している必要があることから、本施設のプラントメーカーである当該業者を選定するもの。
22	工事	7月18日	令和6年度伊勢原清掃工場西側法面成形工事	令和6年7月19日 ～ 令和6年8月16日	長島建設株式会社	1,705,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第2号ア	令和6年8月の豪雨による法面の崩落を復旧し、再崩落を防止する緊急性があることから、早急に現場対応ができ、対象業務を取扱い、過去の実績も良好な信頼における業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
23	委託	7月25日	令和6年度はだのクリーンセンター可燃ごみ積込運搬処理業務委託（単価契約・寄居町）	令和6年7月26日 ～ 令和7年3月31日	処理業者 オリックス資源循環株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	1,393,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《処理業者》 本業務は、はだのクリーンセンターで突発的な故障等が発生した場合に備え、可燃ごみの圏外搬出を実施するもので、緊急時においても速やかに搬出運搬が可能とするために運搬処理先は関東近郊に所在する処理施設でなければならない。 関東近郊で可燃ごみの受入処理業者は7者あるが、本施設の可燃ごみが受入可能でかつ受入余力がある業者は2者になる。しかし2者のうち1者の所在自治体は緊急時以外での可燃ごみ受入れについては承諾出来ないことになっている。 圏外搬出にあたっては受入自治体との事前協議及び搬出の承諾が必要であり、搬出が可能になるまでに相当な期間を要するため、平時に少量の可燃ごみを搬出し搬出ルートを確認することで、緊急時においても迅速に処理施設への搬出運搬を可能とする。よって残りの1者であるオリックス資源循環株式会社へ少量搬出を行い緊急時においても円滑に搬出処理が出来るよう随意契約するもの。 《運搬業者》 本案件の運搬業者の選定に関して、市内の業者には10トン車両用のストックコンテナを複数所有している業者はなく、オリックス資源循環株式会社の指定する運搬業者以外は運搬搬入出来ないことから、同社が指定する運搬業者と契約することとした。
24	工事	9月13日	令和6年度栗原一般廃棄物最終処分場斜面等復旧工事	令和6年9月14日 ～ 令和6年10月18日	長島建設株式会社	3,320,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第2号ア	令和6年8月の台風10号の影響による豪雨のため発生した処分場内の一部崩落を復旧する緊急性があることから、早急に対応ができ、対象業務を取扱い、過去の実績も良好な信頼のおける業者を選定するもの。
25	工事	9月17日	令和6年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設修繕工事	令和6年9月18日 ～ 令和6年12月20日	パワーシステム株式会社	26,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、粗大ごみ処理施設に設置している破砕機、小型プレス機及びスプレー缶処理機の修繕を行うもので、当該機器は製作者であるジーエスメンテナンスが独自の開発技術により設計し作成した特注品であるが、同業者が業務を終了した後、当該業者にノウハウが譲渡されている。当該業者は、詳細な製作図面、組付図面を保有し、正確で安全かつ安定した工事を実施できるため、選定するもの。
26	工事	9月24日	令和6年度秦野斎場ガス空調設備修繕工事	令和6年9月25日 ～ 令和6年12月20日	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社	1,721,940	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	秦野斎場のガス空調設備は、当該業者が秦野斎場の仕様に合わせて設計・施工されたもので、機械を構成する部品等は特殊部品が多く、独自の開発技術によって成り立っている。 また、限られた日数で空調システム全体への影響を与えず業務を遂行する必要があることから、当該業者を選定するもの。
27	工事	10月11日	令和6年度秦野斎場火葬炉設備修繕工事	令和6年10月12日 ～ 令和7年1月31日	株式会社宮本工業所	5,830,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、火葬炉内の耐火材や炉内台車をはじめとする火葬炉設備の修繕工事を行うもので、当該設備及び部材は火葬炉製造業者独自のものであり、コンピューターによる自動制御など複雑なシステムに支障が出ないよう、確実な修繕を行うため、火葬炉を導入し、現在に至るまで継続して運転業務及び保守点検を行っている当該事業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
28	工事	1月7日	令和6年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設修繕工事(その2)	令和7年1月8日 ～ 令和7年2月21日	パワーシステム株式会社	693,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、粗大ごみ処理施設の中でスプレー缶処理機の修繕工事である。当該機器は製作者であるジーエスメンテナンスが独自の開発技術により設計し作成した特注品で、同業者が業務を終了後の現在は、パワーシステム株式会社にノウハウが譲渡されている。当該業者であれば、詳細な製作図面、組付図面を保有していることから、正確かつ工期の中で工事が可能であるため、当該業者を選定するもの。
29	委託	1月9日	令和6年度伊勢原清掃工場充電式電池内蔵家電運搬資源化処理業務委託（単価契約）	令和7年1月10日 ～ 令和7年3月31日	焼却業者 エコシステム千葉株式会社 運搬業者 ＜一次＞ 一宮運輸株式会社関東支社 ＜二次＞ 株式会社東亜環境コーポレーション 有限会社大昌 資源化処理業者 メルテック株式会社	1,298,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《焼却処理業者・資源化処理業者》 充電式電池内蔵家電の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、処理できる事業者が限られている。当該業者は、本組合の充電式電池内蔵家電を受入可能であるとともに、焼却処理施設が所在する千葉県袖ヶ浦市、資源化施設が所在する栃木県小山市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 運搬事業者は当該資源化業者が指定の運搬会社との提携関係を結んでいるため、当該業者を選定するもの。

* 契約金額は税込みで表示しています。
* 単価契約は契約単価に予定数量を掛けた金額で表示しています。